（有害水バラスト汚染防止管理者の要件）

第十二条の十四の十四　有害水バラスト汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者でなければならない。

（水バラスト記録簿を備え付けるべき船舶）

第十二条の十四の十五　法第十七条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、第十二条の十四の十三に規定する船舶とする。

（水バラスト記録簿）

第十二条の十四の十六　法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業	事項
一　船舶への水バラストの積込み（第五号に掲げるものを除く。）	1　積込みの日時 2　積込みを行った港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。）及び水深（港外の場合に限る。） 3　積み込んだ水バラストの概量 4　作業を行った船舶職員の署名
二　船舶における水バラストの循環又は処理	1　循環又は処理の日時 2　循環し、又は処理した水バラストの概量 3　循環又は処理が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 4　作業を行った船舶職員の署名
三　水域への水バラストの排出（第五号に掲げるものを除く。）	1　排出の日時 2　排出を行った港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。） 3　排出した水バラストの概量及び残留量 4　排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 5　作業を行った船舶職員の署名
四　受入施設への水バラストの処分	1　積込み及び処分の日時 2　積込みを行つた港の名称又は施設の位置 3　処分を行つた港の名称又は受入施設の名称及び位置 4　積み込み、又は処分した水バラストの概量 5　処分の状況及び理由 6　処分が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 7　作業を行つた船舶職員の署名
五　事故その他の理由による例外的な船舶への水バラストの積込み又は水域への排出	1　積込み又は排出の日時 2　積込み又は排出を行つた港の名称又は船舶の位置 3　積み込み、又は排出した水バラストの概量 4　積込み及び排出の状況及び理由 5　排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 6　作業を行つた船舶職員の署名

2　前項の規定によるほか、有害水バラスト処理設備に故障その他の異常が発生した場合は、当該異常が発生した時刻及び原因並びに作動可能な状態になつた時刻を水バラスト記録簿に記載しなければならない。

3　前二項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4　法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第四号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。

（湖沼等における準用等）

第十二条の十四の十七　第十二条の十四の四の規定は令第九条の四第一号の国土交通省令で定める要件について、第十二条の十四の五の規定は令第九条の四第二号の国土交通省令で定める事項について、第十二条の十四の三第一項の規定は令第九条の四第三号の国土交通省令で定める船舶類について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第一項第二号中「排出」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とすこと」と、第十二条の十四の四中「海域」とあるのは「湖沼等」と、同条第一号中「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）」とあるのは「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。次号及び次条において同じ。）」と、同条第二号中「有害水バラストの排出」とあり、及び第十二条の十四の五中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同条中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第十二条の十四の三第一項第一号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置は、特定水バラスト交換（第十二条の十四の三第二項第一号イ又はロに掲げる水域において、当該船舟類に積まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。第一号において同じ。）を行うための有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この項において同じ。）については、次に掲げる要件を満たすための措置とする。

一　次のイからハまでのいずれかに掲げる方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト湖沼等排出であること。

イ　水バラストタンクに積載された水バラストの容積の九十五パーセント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法

ロ　水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上の量の当該水域の水を積み込みながら流し、又は落とす方法

ハ　イ又はロに類するものとして国土交通大臣が認める方法

二　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

イ　日本国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出　日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラスト湖沼等排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

ロ　船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出　当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。